

別紙 5 争点整理表

		原告らの主張	被告の主張
1 総論		<p>以下のとおり、本件騎馬の解体時において、Eの頭部に死亡の原因となりうる外力が加わり、その結果Eは、外傷性脳内出血を発症して死亡するに至ったものである。</p>	<p>以下のとおり、本件騎馬の解体時にEの頭部に死亡の原因となりうるような外力が加わったとはいえ、Eの死因は、脳動脈奇形等の内因性の疾患による脳内出血の可能性が高い。</p>
第1 本件プログラムにおいて、Eの頭部に外力が加わる事象が生じ、その結果Eが死亡したといえるか。(争点1)	2 各論 (1) 本件騎馬解体時の映像や画像、本件騎馬構成員らの供述及びEの運動会後の状況等から推認される事故状況	<p>ア 本件騎馬の解体時において、Eの頭部に次のような外力が加わった。</p> <p>① 本件騎馬が退場門を過ぎた後、もともとOの背中がEのそれに比べて低かった上、Oが足を攀ったのに伴って同人の尻がEに比べて大きく下がるに伴い、Pがその重心をEの肩付近に置いていた左足の方に移した。その状態のまま、本件騎馬が解体しようとした際に、同騎馬の2段目以下が前傾したことにより、Eの肩付近にあったPの左膝が、Eの肩付近から前方下方向にすべり、Eの後頭部に当たった。この際、Pは、前傾に伴って前方に落下することを防ぐために、Eの後頭部に当たった左膝を支えとして踏ん張らなければならなかったことを考えると、Eの後頭部が受けた衝撃は相当のものであったと考えられ、小脳部にある血管にダメージを加える程度のものであったと考えられる。</p> <p>② その後、Eは四つん這いのまま地面に落下した。本件騎馬の高さ等を考慮すると、Eは、少なくとも120～130cmの高さから真下に落下したものであり、着地の瞬間、それまでの落下運動による下方への力は反対方向に強い回旋力が加わることとなった。こうした回旋力は、脳内部のひずみを生じさせ、脳損傷を生じさせることが指摘されている。</p> <p>③ 以上のとおり、Eの頭部には、Pの左膝による小脳部の血管への衝撃が加えられ、上記落下時の回旋力により更に血管へのダメージが加えられた。</p> <p>イ 本件騎馬の解体時に上記事象が生じたことは、次の事情から明らかである。</p> <p>① Eの死後、PがEの自宅を訪れ、原告Bらに対し、自分のせいでEが死んでしまったと述べた上、その後、原告夫婦がPの自宅を訪れて聞き取りをした際には、前記ア①と同様にしてずれた左膝がEの後頭部に当たったなどと述べた。このPの供述は、本件騎馬の解体状況を捉えた映像を鮮明化した画像(甲47)において、Pが3段目から落下する直前、同人が前屈みになっていることによっても裏付けられている。</p> <p>また、上記鮮明化画像によれば、Pが前屈みになった後、Pの下で、Eが落下していること、1段目後列左端のLも、落下の負荷に耐えられずに左側に倒れていくことが確認できるのであって、Eが落下したことも上記映像により裏付けられている。</p> <p>② Eは、本件運動会の終了後、原告Aや自宅を訪れていた祖母に対し、上に乗っていた子の足が当たって頭がくらくらしたなどことや、頭を打ったことを述べている。しかも、Eは、本件運動会の当日、友人と遊びに行く約束をキャンセルしたり、いつもなら自宅に来ている祖父母が帰る際には見送るのに自室で横になって見送らなかつたり、翌朝には、右肘を太ももにおいて頭を抱えていたり、原告Bと出かけた際にも、車中で目をつむって頭を抱えていたり、映画やパン屋への誘いを全て断つたりしているのであって、このような状況は、頭部打撃の脳内への影響の現れと解釈してもなんら矛盾はない。</p> <p>③ 大阪経済大学のV教授が作成した意見書(甲55、以下「V意見書」という。)によれば、Pの左膝がEの頭部に当たった際の衝撃度(HIC値)について、1328と算定されており、この衝撃度は、95%が中程度の頭部損傷を負い、致命的な頭部損傷を負う確率も10%存すると指摘される数値である。</p> <p>④ 被告の指摘する本件聞き取り調査の際の生徒らの回答は、いずれも教諭らにより事故がなかったという方向に誘導された結果なされたものと考えられるのであって、その内容を信用することはできない。</p>	<p>ア 以下のとおり、本件騎馬の解体時に、Pの足がEの頭部に当たったことはなく、Eが四つん這いのまま地面に落下したこともない。</p> <p>① 本件騎馬が退場門を過ぎた際、Pは両手を2段目のO及びEの肩の辺りに置き、足は両名の背中に置いていた。騎馬の解体は、まず、1段目の6名が声をかけて同時に並行に下がり、次に3段目が運動神経の良い上級生の場合は足をかけることなく後ろに速やかに降り、そして2段目の2名が後方に降りるという手順で行われるものであり、本件騎馬の解体時も、映像(乙1)によれば、Pは素早く後方に降りているのであって、上記解体方法と異なるものではない。本件騎馬の2段目以下が前傾したとしても、Pは、前方に倒れ込まないようにOやEの背中に置いた両膝等を使って踏ん張るのであるから、両膝がEの後頭部に向かって滑らず、後頭部に当たったことはあり得ないし、仮に当たったとしても、接触にとどまる。</p> <p>そして、Pは、本件聞き取り調査の際には、本件騎馬の解体後に、Eから「痛いじゃないか」と言われたものの、解体の際に、自分の身体のとこがEに当たったのかの自覚もなく、Eのとこが痛かったのかもはっきりせず、実際に自分の足がEの頭に当たったかどうかはわからないなどと述べているほか、以前に崩れたときのことと混同しているかもしれないなどと説明しているのであって、このPの供述からしても、Pの膝がEの後頭部に当たったとはいえない。原告らの指摘する画像にも、Pが大きく前方に屈み込んでいる状況はみられない。</p> <p>② 映像(乙1)によれば、本件騎馬の解体時、Pは、後方ないし右後方に降りているのであるから、Pの下でEが四つん這いのまま落下することはあり得ない。また、解体時、1段目では6名の生徒が体勢を低くして屈みしているのであるから、四つん這いのままEが地面に体を打ち付けることは不可能であるし、Eの手や顔に擦過傷やたんこぶもみられない。</p> <p>そして、本件聞き取り調査の際、本件騎馬の構成員らは、本件騎馬の解体時において、騎馬が崩れる等の何らかの問題が生じたことはなかったとか、転倒や転落が生じたことはなかったと供述しているのであって、原告らの主張は、これらの生徒らの説明と全面的に矛盾する。</p> <p>③ Eは、本件騎馬の解体後、直ちに準備テントに戻っており、この際、同テントにいたFに対して何らの訴えもなかったほか、その後、優勝旗を持ってグラウンドを走るなどもしているのであって、これらからしても、Eの頭部に強い外力が加わったとは考えられない。</p> <p>イ 以下のとおり、原告らの主張するEの言動や様子、V意見書等の記載内容についても、これらが本件騎馬の解体時にEの頭部に外力が加わったことを推認させるものではない。</p> <p>① Eが原告Aや祖母に述べたとする発言については、本件騎馬の他の生徒らの供述に反する内容である上、原告Aは、Eが搬送された興生総合病院の医師に、そのような発言を聞いたことを何ら述べていないことからすると、そのような発言があったこと自体信用できない。また、Eが、死亡前日に普段と異なる様子であったとの主張についても、原告A自身がEの葬儀の喪主挨拶において前日は元気に過ごしていたなどと述べていることに反しているほか、上記主張は、本件訴状には全く記載されておらず、本件提訴から1年半も経過後に主張するに至ったことからしても、信用に値しない。これらを措いても、Eは、本件運動会において総務委員を務め、白組の代表者であったのであって、当日や翌日にある程度疲労が出ることは当然である。</p> <p>② V意見書のHIC値は、想定積み重ねの結果得られたものに過ぎないし、これが1000を超えた場合の中等度の頭部損傷とは、頭蓋骨の骨折又は意識喪失を伴う顔面骨折や深い切傷等をいうところ、Eにこうした症状は生じておらず、本件には当てはまらない。</p>

<p>第1 本件プログラムにおいて、Eの頭部に外力が加わる事象が生じ、その結果Eが死亡したといえるか。(争点1)</p>	<p>2 各論</p>	<p>(2) 医学的見地から推定されるEの死因</p>	<p>W医師の意見書(甲30、61、68。以下「W意見書」という。)及び同人の法廷での供述等によれば、次のとおり、Eの死因は、本件騎馬の解体時に頭部に外力を負ったことによる外傷性脳内出血と考えられるものである。</p> <p>ア Eの硬膜下血腫は、脳内出血が外傷性であることを推認させる事情といえる。</p> <p>すなわち、Eの頭部には、後頭部左下部に硬膜下血腫が存在するところ、硬膜下血腫の原因は95%が外傷によるものとされており、残りの5%の原因の中でも、脳動静脈奇形はかなり低い割合である。したがって、上記硬膜下血腫は、Eの死因となった小脳出血の原因が外傷性のものであることを裏付ける事情というべきである。</p> <p>これに対し、被告は、上記硬膜下血腫について、小脳で出血した血液がくも膜上を流れて形成されたものであると主張するが、EのCT画像上、その痕跡が認められるわけではないし、発生部位が後頭部左下であるのに対し、小脳の出血部位が中心部であって、その位置関係及び距離からしても、被告の主張する経過で硬膜下血腫が生じた可能性はない。</p> <p>イ 以下のとおり、Eが、脳内出血を生じて死亡したことは、遅発性外傷性脳内血腫として説明できるものである。</p> <p>① 脳血管障害のない患者が、軽微な頭部外傷を受け、数時間から2週間前後の清明期後に発症する脳内血腫のことを遅発性外傷性脳内血腫といい、その診断基準は、既往に脳血管障害がないこと、はっきりした頭部外傷の既往があること、無症状の期間があつて、突発的に発症してくることとされている。</p> <p>Eは、本件騎馬の解体時以前に頭痛を訴えたことはなく、上記解体時以後も、意識は清明であつた一方で、前記(1)イ②のとおり、いつもと違う様子がみられたのであり、この状況は、Eの頭部に存した軽度の硬膜下血腫の症状の現れではないかと推測される。そして、Eは、上記解体時から約30数時間を経過して小脳出血に起因した脳内出血を発症したのである。これらによると、上記解体後から発症までのEの症状は、上記診断基準と整合するといえることができる。また、外傷性遅発性後頭蓋窩血腫の症例では、小脳出血のみならず、くも膜下出血や硬膜下血腫を合併する例が多いとされ、これもEのCT画像の所見と一致する。</p> <p>他方で、頭部に回転力が加わることによってせん断力を生じるような外力の場合には、直撃損傷のような強い外力でない場合でも、脳出血は生じ得る。症例報告等においても、頭蓋骨の骨折がない症例も少なくないし、テント上の脳挫傷が併発している例はわずかであっても、これらの存否を外傷性か否かの指標として用いることはできない。また、いわゆるsalt&pepper像についても、時間的経過によって画像上確認できなくなる症例が存するから、これがないことが外傷性を否定する根拠とはならない。</p> <p>② 遅発性外傷性脳内血腫の発生機序として、脳に回転性の加速度的な運動が加わって、脳の表面の血管と深部の血管のずれが起り、その際にせん断応力が働くことによって血管が損傷し、血管まひが起って血管の調整機能に障害を来し、ある時期に非常に多量に出血が起きる説が国際的に有力とされる。</p> <p>そして、本件騎馬の解体時、Pの膝がEの後頭部に当たっているが、この際、Eの頭部が頸部を起点として上下又は前後に揺れ、回転力が加わることによって、脳内にせん断力が生じたものであり、出血が小脳の中心部で起きていることからしても、Eの小脳出血は、上記脳の揺れに起因するものと考えられる。</p> <p>③ 被告は、本件騎馬の解体直後にEに意識障害が生じていないことを指摘するが、せん断力が働いたからといって、常に神経繊維の断裂が起るわけではないのであるから、意識障害が生じるわけではない。</p> <p>ウ Eの死因となった脳内出血につき、脳動静脈奇形等の内因性疾患による可能性はない。</p> <p>すなわち、そもそも、脳動静脈奇形の発生頻度は、年率10万人当たり1.2人とされる上、発症割合も20%とかなり低い。しかも、その発生部位は、大脳半球が80～85%程度で、テント下は5～10%の割合であり、小脳に生じることは極めて少ない。その出血リスクについても、一般的には、血圧や喫煙等が指摘され、好発年齢が20代から40代とされており、Eはこれらに該当しない上、未出血例の年間出血の割合も約2%にとどまる。</p> <p>しかも、脳動静脈奇形の好発部位は脳の表面であることからすると、小脳についても、その表面に生じることが多いということになる。Eの小脳出血は、その中心部の虫部からの出血である上、CT画像上この部位に脳動静脈奇形が生じたという証拠は一切ないことからすると、この部位に脳動静脈奇形が生じていた可能性は無いに等しい程度に低いこととなる。</p> <p>エ 文献(甲79)によれば、脳動静脈奇形からの出血の機序として、外傷によるせん断ひずみが関与した可能性を示す症例が指摘されており、仮に、Eの頭部に脳動静脈奇形があつたとしても、これが頭部外傷に起因して出血するに至った可能性もあるから、原告らは、そのような可能性も予備的に主張する。</p>	<p>U医師の意見書(乙9、10、107。以下「U意見書」という。)及び同人の法廷での供述等によれば、次のとおり、Eの死因は、脳動静脈奇形等の内因性の疾患によるものである可能性が高い。</p> <p>ア 以下の事情によれば、Eの死亡の原因が外傷性脳内出血であるとは考え難い。</p> <p>① 小脳にあるテント下(後頭蓋窩)は、生命維持に重要な脳幹の存在する場所であり、その頭蓋骨は厚く、上方は小脳テントで蓋をされた状態となっており余分な空間がないため、直接外力やせん断力が加わりにくい解剖学的構造となっている。したがって、外傷性小脳出血を生じさせる程の外力は非常に強力なものでなければならぬ。</p> <p>そして、頭部外傷を引き起こす外力として、直接損傷(coup injury)があるところ、小脳出血を起こしうるような後方からの外力を受けた場合、最も影響を受けやすいのはテント上の前頭葉と側頭葉であるから、これらの先端部にいわゆる挫傷による脳挫傷あるいは硬膜下血腫、外傷性くも膜下出血等があるはずである。</p> <p>しかるに、EのCT画像上、Eの頭部には、頭蓋骨及び頭皮に外傷を示す所見はない上、脳実質という面でも、テント上の大脳半球には、salt&pepper像を含め、外傷に伴う所見は全く存在していないのであつて、これらによれば、Eが頭部に死亡の原因となるような外力(直接損傷)を受けたとは考えられない。</p> <p>これに対し、原告らは、Eの頭部に硬膜下血腫が存在することを指摘するが、硬膜下血腫は、非外傷性の出血により発症することが知られているところ、EのCT画像の所見においても、Eの硬膜下血腫は、小脳虫部からの出血が左上方に穿破して、後頭蓋窩のくも膜下腔及び硬膜下腔に流れ出て生じたものと考えられる。したがって、硬膜下血腫は、Eの死因が外傷性の脳内出血であることを基礎づけるものとはいえない。</p> <p>② 他方、頭部外傷を引き起こす外力のうち、せん断力についてみても、せん断力の特徴は、外力が加わった瞬間に生じ、直後に意識障害があるのが特徴であり、こうした意識障害すら生じないような場合には、脳内出血の原因とはなり得ない。</p> <p>Eは、本件騎馬の解体後、直ち準備テントに戻っているほか、その後、優勝旗を持ってグラウンドを走るなどしていたのであつて、意識障害を生じたとはいえず、せん断力がEの脳出血の原因となつたとは考え難い。</p> <p>③ そもそも、外傷性後頭蓋窩血腫はまれで頭部外傷の0.4%であり、中でも小脳出血は外傷性頭蓋内出血の0.6%にとどまるというのであつて、小脳出血が外傷により生じるのは極めてまれである。しかも、原告らの提出する文献によれば、その症例は、いずれも交通事故や転倒、転落による受傷や、後頭骨骨折が認められた事例など、後頭部に強い衝撃が加わつた事例であり、外傷のない本件とは異なる。</p> <p>また、原告らが指摘する遅発性外傷性脳内血腫についても、原告らがその症例として提出する文献の症例は、いずれも、骨折や、何らかの外傷性病変が認められたものや、交通事故、転落、墜落等により受傷したものであつて、外傷のない本件とは異なっている。</p> <p>イ 脳動静脈奇形の破裂は、20歳代までの若年層にとっては重大な頭蓋内出血の一因であるとされており、小児の症例の場合、脳内出血がその初発症状の70～90%を占めるとされているほか、脳動静脈奇形による小脳出血による死亡率は67%とする報告もあり、きわめて重篤な疾患であるとされている。</p> <p>Eの場合、本件騎馬の解体後から30時間以上におわたつて明らかな症状がなく、急速に状態が悪化して脳ヘルニアを生じているという劇症型の臨床経過である上、年齢、出血部位に照らしても、その出血原因は、小脳の脳動静脈奇形からの出血が最も疑われる。</p> <p>ウ 原告らは、頭部外傷により脳動静脈奇形が出血した可能性を指摘するが、前記ア②のとおり、せん断力が頭部外傷の原因となる場合には、受傷直後に意識障害を生じることが特徴であり、仮に、本件騎馬の解体時の外力によって脳動静脈奇形の出血が生じたとする場合、受傷直後又は近接した時間帯に激しい意識障害を生じるはずであるところ、Eにはそのような症状はみられなかったのであるから、原告らの主張するような可能性は考え難い。</p>
--	-------------	-----------------------------	--	---

第2 請求原因1に関する争点(争点2)	1 被告の安全配慮義務違反の有無(争点2-1)	<p>(1) 一般論</p>	<p>本件学校を設置する被告及び本件学校の校長であるGは、本件学校に在学するEに対し、その生命、身体及び健康等に対する危険から保護すべき安全配慮義務又は注意義務を負っていた。また、本件学校の教員らも、上記被告らの負うべき義務の履行補助者として、生徒の生命、身体及び健康等を危険から保護すべき注意義務を負っているものである。</p>	<p>争わない。</p>
		<p>(2) 予見可能性</p>	<p>以下の諸事情によれば、本件学校教諭らは本件演目によって生徒らの生命、身体等に危険を生じる事態となることを予見できた。</p> <p>ア そもそも、学校の教育活動における組体操は、これまで死亡や重症例を含め、事故が相次いでおり、本件運動会前には、スポーツ庁から本件事務連絡が発出されるなどしていたのであって、その危険性は公知の事実であった。</p> <p>イ 次のとおり、本件騎馬は、崩落の危険性が極めて高いものであったということができ、生徒の生命・身体への危険性を内在したものであった。</p> <p>① 本件騎馬は、1段目が直立する点でタワー的な要素を有し、2段目以上は四つん這いになることからピラミッド的な要素も有しているところ、その状態で移動することが想定されており、こうした移動中に、1段目の生徒らの上体は揺れるはずであって、2段目の生徒らは、そうした1段目の生徒らの肩の上に置いた手と膝でバランスを取らなければならないこととなる。また、1段目の生徒らには身長差があると同時に、移動に伴って1段目の生徒らの前後及び左右の間隔が同一のまま進むことは困難なはずであり、2段目の生徒らは、そうした変動に応じてバランスを取らなければならない。しかも、3段目の生徒は、2段目の生徒らの上で両手を広げて膝立ちの姿勢を取らなければならないこととされており、その不安定さは顕著である。</p> <p>こうした不安定さは、本件騎馬の組み方に必然的にもたらされる不安定さであり、本件騎馬は、前後左右の僅かな傾きで姿勢を崩して落下したり、全体が崩落したりする重大な危険性がある。</p> <p>② 本件演目は、退場時の演目であり、本件騎馬を組んでから、退場門に至るまで、約40mもの距離を移動しなければならなかった。本件運動会当日がかなり暑い日であったことや、本件プログラムに参加する生徒らは、本件演目に至るまでに、他の運動会のプログラムをこなし、更に身体的負荷を伴う本件プログラムの他の組体操の演目を終えており、体力を消耗した状態であることに加え、上記①の不安定さに伴うぐらつきや、上段の生徒らによる過重に耐えながら、上記距離を移動しなければならなかったことに鑑みると、著しく体力を消耗させるものであったといえる上、退場門付近で複数の騎馬が滞留することを避けるため、素早い移動が求められていたものであって、こうした面からも、生徒らの疲労は限界に達していたものと考えられる。</p> <p>ウ 次のとおり、本件演目については、練習中に騎馬の崩落等があったり、当日中にも、複数の騎馬が崩れそうになっており、教諭らは、重大な事故の発生を予見することが容易であった。</p> <p>① 本件運動会前の練習の段階において、本件演目の練習の際に一度ならず騎馬が崩れる事態が生じていたものであり、また、各騎馬は、退場門を過ぎて解体しようとしても、本来の手順に従って解体することは困難で、3段目のほとんどの生徒は後方に飛び降りるようになり降っているものであった。</p> <p>② 本件演目の際に、退場途中において、複数の騎馬の2段目、3段目が崩れそうな状態にあることが判明し、当日立ち会った教員らはこの状態を認識していたはずである。また、本件騎馬では、2段目のOの右足が攀っており、これは、崩落の重大な兆しというべきであるところ、指導教員ないし立会の教諭がいれば、その状態を事前に察知できていたといえる。</p>	<p>争う。</p> <p>ア 本件プログラムは、本件学校において長年にわたって実施されてきたが、特段の問題は生じておらず、本件演目の騎馬の解体の際、3段目の生徒の膝が2段目の生徒の後頭部に当たった事例は皆無であった。</p> <p>イ 本件演目の7年生から9年生までの騎馬において、1段目には6名の生徒がいることから、2段目2名及び3段目1名の生徒の全重量を十分に支えることができる。また、3段目の生徒は、片方の手足を2段目の生徒それぞれの背中に置くこととなるから、3段目の生徒の重量は分散する上、2段目の生徒も、その両手を1段目前列の生徒の肩に、両ひざを同列後方の生徒の背中にそれぞれ置くこととなるから、2段目の生徒の重量も分散することとなる。1段目及び2段目の生徒らは多少の痛みを感じるものの、騎馬の崩落を生じさせる程度のものとはいえない。</p> <p>また、本件学校は、本件演目における騎馬を組む際、1段目には比較的がっちりした体格の生徒を、2段目以上には体重の軽めの生徒を配置するよう努めており、特に3段目については軽量級の生徒を配置するようにしているところ、Pの本件運動会当時の体重は42kgであり、中学3年生の全国平均体重と比較しても非常に軽い。</p> <p>他方、原告らは、3段目の生徒が両手を広げることを指摘するが、退場門を過ぎてから、解体に至るまでの際に両手を広げる3段目の生徒はいない。</p> <p>ウ 本件プログラムは、入場から退場まで約10分程度あるに過ぎず、そのうち、最初の4分間近く準備運動を入念に行った上で、各種演目を行い、最後に本件演目を行うのであって、その内容をみても、本件演目において騎馬を作るまでの間に、生徒が疲労することはない。</p> <p>エ 本件騎馬についても、2段目のEの背中の高さが、Oの背中に比して多少高くなっているものの、3段目のPは安定している。</p> <p>また、Oは、退場門近くで右足が攀ったが、NとMで持ちこたえさせており、本件騎馬は、退場門通過後も、先頭の騎馬に追隨して進行しており立ち止まったりはしておらず、3段目のPもバランスを取ることができていたのであるから、不安定な状況にあったとはいえない。</p>
		<p>(3) 準備段階の注意義務違反①(慎重検討義務及び中止義務違反)(争点2-1-A)</p>	<p>ア 注意義務の内容</p> <p>本件学校は、本件運動会のプログラムを検討するに際して、生徒の安全の観点を踏まえて演技、競技の採否を検討しなければならないところ、前記②のとおり、本件演目が高度の具体的な危険性を内在していることに照らすと、その練習過程及び運動会当日において、事故防止のための万全の態勢とは何か、そしてその態勢が組まれているかについて、組体操の専門家に意見を求めるなどして慎重に検討しなければならない注意義務があった。</p> <p>イ 注意義務違反があること</p> <p>それにもかかわらず、本件学校では、本件運動会以前の長い期間にわたって、本件演目が繰り返し行われているところ、上記アのような検討は一度も行われることなく、漫然と繰り返し行われてきたのであるから、注意義務違反は明らかである。</p>	<p>争う。</p>

<p>第2 請求原因1に関する争点 (争点2)</p>	<p>1 被告の安全配慮義務違反の有無 (争点2-1)</p>	<p>(4) 準備段階の注意義務違反② (本件プログラムを適切な時間に実施すべき義務違反) (争点2-1-A)</p>	<p>ア 注意義務の内容 前記②のとおり、本件演目に参加する生徒らは、著しく体力を消耗することとなるのであるから、事故の防止のため、少なくとも、いまだ生徒の体力が温存され気温の上昇が見られない午前中に本件プログラムを入れなければならない注意義務があった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 本件運動会当日は気温の上昇期にあり、かつ梅雨の時期に当たり湿度も高くなる時期であり、一層体力消耗に留意しなければならない時期であるところ、本件学校の教員らは、何らの検討もしいまま、本件プログラムを本件運動会の全プログラムの終わりに近い時間に入れるとともに、その直前には、9年生全員のリレーという体力の消耗する競技を入れていたのであって、上記注意義務違反は明らかである。</p>	<p>争う。 9年生によるリレー種目における、生徒各人の走る距離は100mである上、同種目後本件プログラムまでの間にある別の種目の実施中に休むことができるから、生徒らに原告らの主張するほどの体力的消耗が生じるとはいえない。</p>
<p>第2 請求原因1に関する争点 (争点2)</p>	<p>1 被告の安全配慮義務違反の有無 (争点2-1)</p>	<p>(5) 準備段階の注意義務違反③ (指導教員らの習熟義務違反等) (争点2-1-A)</p>	<p>ア 注意義務の内容 前記②のとおりの本件騎馬の危険性に鑑みれば、被告及びGは、本件プログラムの練習の過程及び本件運動会の当日に、本件騎馬の危険性及びその回避手段について習熟した指導教員を配置するよう指示しなければならなかった上、本件演目によって組み上げられる3段式の騎馬の1つずつに対して、それを見守る複数の教員の中に上記習熟した指導教員一人を配置するよう指示しなければならなかった。また、指導教員は、本件騎馬の危険性及び回避手段について習熟するとともに、見守り教員の確保、教員の配置計画の立案等、事故の防止に最大限の努力をしなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 被告及びGは、習熟した指導教員を配置する必要性について全く思い至ることなく、単に従前からの慣例に従い、担当教員に教員の配置等を一任していた。また、指導教員も、従前の慣例通り漫然と関与したに過ぎず、上記アの習熟をすることなく、事故防止のための努力も怠った。</p>	<p>争う。</p>
<p>第2 請求原因1に関する争点 (争点2)</p>	<p>1 被告の安全配慮義務違反の有無 (争点2-1)</p>	<p>(6) 準備段階の注意義務違反④ (十分な事前練習実施義務違反) (争点2-1-A)</p>	<p>ア 注意義務の内容 本件演目の指導教員らは、本件プログラムの事前の練習時において、本件演目の三段騎馬のメンバーとなる生徒らに対し、移動時及び解体時の崩落による受傷の可能性を周知するほか、生徒らの生命、身体の安全を確保するため、①3段目の生徒の安定性確保のため、同一の段、特に2段目においてはほぼ同じ高さとなるよう各生徒の配置を検討し、②過重に耐えられないとか、崩落の兆候を察知した場合には、直ちに身近な教員に告げるよう指導し、③退場時には、まず1段目の生徒らが屈み、その後、3段目の生徒がゆっくり後方から降り、続いて2段目の生徒が後方から同様に降りるよう指導した上、十分な事前練習を行わせなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 本件学校は、本件運動会について、生徒の主体性を重視する考えのもとに、練習や当日も、予め組織されていた実行委員会委員の生徒を中心に運営させており、本件プログラムにおいても、上記委員の生徒による指導を中心として自主的に練習を行うことが慣例となっていたことから、教員が各技の危険性の周知、細かな注意事項の伝達や直接の指導を行うことはほとんどなく、その結果、前記アの①ないし③の十分な措置が採られることはなかった。また、本件プログラムの練習期間は短く、回数も少なかった上、その練習も全体の流れのチェックが中心であり、騎馬のみを取り立てて練習したのではなく、その危険性を踏まえた練習はされていなかった。</p>	<p>争う。 本件プログラムの指導責任者の一人であるFは、14年目のベテランである上、本件学校には、当時在籍期間の長い教員が多く、これらの教員らが、事前に職員室又はグラウンドで、口頭や動作で教え合った上で、練習に際しても、最初のうちは、1騎について教諭1人がつき、立ち上りを支援したり、組立て方法等について指導した。そもそも、本件学校の生徒らは、5年生から本件プログラムに参加し、騎馬を経験しており、9年生時点では、騎馬の組み方、移動及び解体の具体的方法について十分理解している。 更に、本件運動会までの間に、9年生は、合計15日間にわたって本件プログラムについての練習をしているのであって、十分な練習を積んでいたといえる。 また、本件学校が、本件演目の騎馬について、生徒の配置に配慮していたことは、前記②イのとおりである。更に、本件学校では、騎馬の解体の際、上級生や運動神経のよい3段目の生徒については、1段目の生徒の背中に足をかけないで、後ろに速やかに降りることを認めており、Pはそのような生徒であるから、本件騎馬の解体の際、Pが素早く後方に降りたことも、適切な判断であって手順違反ではない。</p>

第2 請求原因1に関する争点(争点2)	1 被告の安全配慮義務違反の有無(争点2-1)	(7) 準備段階の注意義務違反⑤(指導教員による配置教員に対する指導、訓練義務違反)(争点2-1-A)	<p>ア 注意義務の内容 前記(1)のとおり、本件演目における騎馬には、移動開始から解体までの間、常時崩壊等の事故の危険性があることから、全騎馬の周囲に複数の教員を配置しなければならないところ、騎馬の危険性等について知識経験がないままでは、本件運動会当日に適切な対応は期待できないから、指導教員は、騎馬周辺に立ち会う教員に対し、上記危険性を周知し、崩落の兆しがあるか否かを注意深く監視し、全体の体勢や生徒の表情・姿勢等からその兆候があると考えられる場合には、直ちに移動を中止して休止させた上で安定した体勢で移動できるよう組み直しをするなど、事故防止に向けて最善の努力をすることを教育し、訓練を実施しなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 前記(5)イのとおり、そもそも、指導教員自身が、本件騎馬の危険性や事故回避の方法等について習熟しておらず、上記アの義務は全く履行されていなかった。</p>	争う。
		(8) 運動会当日の注意義務違反①(本件プログラムの実施時間変更義務違反)(争点2-1-B)	<p>ア 注意義務の内容 本件運動会当日は、近隣都市の福山市のデータによれば、午前11時から午後5時にかけて、気温が26℃から28℃前後まで上昇し、湿度も60%前後と高温かつ高湿度で推移しており、熱中症のリスクが高いと考えられた上、当初の予定では、本件プログラムの前に9年生全員によるリレー競技があり、体力の消耗が明らかである。また、本件プログラムの直後には、教員及び保護者が参加する三人四脚のプログラムがあり、安全確保のために必要な教員の確保も困難であったことからしても、本件プログラムの演技時間を午前中に変更しなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 本件学校の教諭らは、上記アの諸事情に一切配慮することなく、所定のプログラムどおり、生徒らの本件プログラムの演技を行わせた。</p>	<p>争う。 9年生によるリレー種目における、生徒1人の走る距離は100mである上、同種目後本件プログラムまでの間に存するプログラムの実施中に休むことができるから、生徒らに原告らの主張するほどの体力的消耗が生じるとはいえない。</p>
		(9) 運動会当日の注意義務違反②(教員の適正配置義務違反)(争点2-1-B)	<p>ア 注意義務の内容 本件運動会当日において、被告らは、本件演目における各騎馬の退場開始から解体までの間、7年生から9年生による3段式の騎馬の周囲に、安全を確保するに足りる人数の教員を配置しなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 本件演目の実施時において、全部で5名の教員しか配置されず、しかも同人は7年生の騎馬の周囲に配置されたのみで、本件騎馬を含む8年生、9年生の騎馬の周囲には全く配置されなかった。さらに、退場門付近にいた教員は、安全確保には全く関心を持たず、各騎馬の速やかな退場を促す行為をするのみであった。</p>	<p>争う。 本件演目の際、合計9名の教諭らが配置されており、うち2名は、退場門近くにおいて保護者らに移動するよう指示して道を空けさせ、Fを含むうち5名は、順次退場門に進む騎馬に追隨しており、残りの2名の養護教諭らも、退場門左横の養護テント前に控えていた。 このように、本件演目の際、十分な教員が配置されていたものであって、1つの騎馬ごとに教員を配置することは現実的ではない。</p>
		(10) 運動会当日の注意義務違反③(指導教員及び立会教員の事故回避義務違反)(争点2-1-B)	<p>ア 注意義務の内容 本件演目に立ち会った指導教員及びその他の立会教員らは、各騎馬の状態を十分監視しつつ、生徒の姿勢が不安定となったり、異変を示すなど騎馬の崩落等の兆候が見られたりしたときは、直ちに当該騎馬の移動を中止させてそのまま退場させるか、一旦停止させて安定した状態になるよう組み直しをさせた上で移動できるようにしなければならず、また、解体時の事故の可能性の大きさに鑑みれば、解体時には安全に解体できるよう近くに付いてサポートしなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 本件演目に立ち会った教員らは、本件騎馬について、2段目がアンバランスであり崩落が予見されたにもかかわらず、移動を中止又は停止させた上で安定した状態にする措置をとらず、退場門間際になってOの右足が攣り、安全に移動ないし解体することが困難な状態になったにも関わらず、崩落を防ぐための措置をとることがなかった。</p>	<p>争う。 前記(2)エのとおり、本件騎馬が不安定な状況にあったとはいえない。</p>

第2 請求原因1に関する争点(争点2)		<p>前記第1のとおり、本件騎馬の解体時に、Eの頭部に外力が加わる事態が生じ、その結果Eが死亡したものである。</p> <p>そして、前記1(2)で述べた騎馬の不安定さからすれば、騎馬の解体時に、1段目の生徒の呼吸が合わないこと等により全体が前傾し、3段目の生徒の膝が前方に滑って2段目の後頭部に当たることは十分あり得る事態といえる。そうすると、上記事態は、本件騎馬に内在する高度の危険性が現実化したものであって、被告は、前記1(3)ないし(4)のとおり、その危険性から生徒の生命、身体等を保護すべき安全配慮義務に違反したのであるから、かかる安全配慮義務とEの死亡との間には因果関係がある。</p>	<p>争う。</p> <p>前記第1のとおり、そもそも、本件騎馬の解体時にEの頭部に外力が生じる事象は生じていない。</p>
	(1) Eに生じた損害	<p>ア 逸失利益 5090万7517円 648万7100円(平成26年男性大学卒平均年収)×0.5×15.695(15歳、就労可能年数49年、年5パーセントのライブニッツ係数)</p> <p>イ 死亡慰謝料 2500万円</p> <p>ウ 弁護士費用 750万円</p>	<p>いずれも争う。</p>
	3 損害の発生及びその数額(争点2-3)	<p>(2) 原告らに生じた損害</p> <p>ア 原告Aに生じた損害</p> <p>① 治療費等 4万0690円</p> <p>② 葬祭費 309万4052円 (葬儀代178万4052円、墓地代110万円、墓地管理費1万円、仏壇20万円)</p> <p>③ Eの死亡による近親者慰謝料 250万円</p> <p>④ 弁護士費用 56万円</p> <p>イ 原告Bに生じた損害</p> <p>① Eの死亡による近親者慰謝料 250万円</p> <p>② 弁護士費用 25万円</p> <p>ウ 原告C及び原告Dに生じた損害</p> <p>① Eの死亡による近親者慰謝料 各120万円</p> <p>② 弁護士費用 各12万円</p>	<p>いずれも争う。</p>

<p>第3 請求原因2に関する争点(争点3)</p>	<p>1 被告の注意義務違反の有無(争点3-1)</p>	<p>次の諸事情からすれば、学校長及び学校設置者は、学校教育の場において、教育活動及びこれに密接に関連する生活関係と何らかの関連性がうかがわれる生徒の死亡事故ないし事件が発生した場合、事故事件の発生経過、発生状況等の事実をできる限り詳細に調査した上、その原因を究明・検証する一般的義務を負うことはもとより、かかる調査・検証に基づく結果を当該生徒の遺族に対し速やかに詳細に報告するとともに、その対応においても遺族の感情を考慮し、その心情又は名誉を著しく傷つけないよう誠実に対応すべき義務を負う。</p> <p>ア 学校保健安全法26条により、学校長及び学校設置者は、生徒を指揮監督し、事故の発生を未然に防止すべき一般的義務を負うところ、この義務には、事故の再発防止策の前提となる、事故の状況、事故発生に至る経緯の十分な調査を適時に行う調査義務が含まれるというべきである。</p> <p>イ 学校教育は、親から委託を受け、生徒らを学校内で一定の指揮関係において一定程度拘束して実施する以上、そうした場で事故が起きた場合には、保護者が独自に調査を行うことは極めて困難であるから、学校自身が事態の真相を調査究明し、それを保護者に誠実に説明する義務がある。</p> <p>ウ 事故によって生命等に被害を受けた生徒の保護者は、何より事故の真相を知りたいと考えるのは当然の心情であり、こうした知る権利を保障するためにも、学校内で起こった事故については、学校長及び学校設置者は、自ら事故の真相を調査究明し、学校側に不都合な事実についても、ありのまま保護者に報告する義務を負う。また、学校事故が発生した際に、被害者及びその家族が、名誉を毀損されることなく、地域で尊敬ある人として平穏に生き続ける権利も、人格権として保護されるべきであり、こうした権利を保障するためにも、学校長及び学校設置者は、事実を隠蔽したり、被害生徒やその両親等の心情や名誉を傷つたりすることは許されず、誠意をもって対応すべき義務を負う。</p> <p>(4) 文部科学省から平成28年3月31日に発出された、「学校事故対応に関する指針」(甲9。以下「本件指針」という。)は、事故後の調査の目的と目標につき、再発防止及び被害者家族の事実に向き合いたいとの希望に応えることを挙げており、これは、学校長及び学校設置者が負うべき調査・報告・誠実対応義務の根拠に係る上記(1)~(3)の各点に整合するから、本件指針の記載内容は、上記各点により基礎づけられる上記各義務の内容の具体的例示と考えられるものである。</p>	<p>争う。</p> <p>ア 原告が指摘する学校保健安全法26条の規定は、努力義務を示したものに過ぎず、同条から、直ちに法的義務があるかのように論じている原告らの主張はミスリードである。</p> <p>イ 本件指針は、文部科学省の私的諮問機関が取りまとめたものにすぎないところ、法令に基づいて設置される審議会等が発出したものとは性質を異にするから、法的拘束力及び法規範性はない。このことは、本件指針自体が、学校事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たっての参考指針であることを明示していることから明らかであり、事故発生時に、学校設置者がいかなる対応を採るかという点については、事案の性質に応じて、各学校の裁量に委ねられている。</p>
	<p>(2) 調査義務違反①(本件運動会当日の対応義務違反)(争点3-1-A)</p>	<p>ア 注意義務の内容 本件騎馬の解体時、周囲にいた保護者の中には、「危ないっ」という声やざわつき、悲鳴、どよめき、「いて」という声を聞いた者、或いは、崩れそうな騎馬を目撃した者もいた。また、Pの父親は、運動会当日退場門付近にいて、本件騎馬が崩れたと思うということ、Pがあおむけに倒れていた状況を目にしたことを述べている。本件指針上、事故が発生した場合には、教員らは、被害生徒の症状を確認し、応援の要請、被害生徒の保護者に対する連絡等を行うべきとされており、本件学校教諭らも、Eの症状を確認し、解体現場の近くの養護テントにいた養護教諭らに応援を要請して、Eの症状をさらに詳細に確認した上で同人を救護し、また、可能な限り速やかに、事故の概況、けがの程度等、最低限必要とする情報を、原告A又は原告Bに対して連絡しなければならなかった。</p> <p>イ 注意義務違反があること それにもかかわらず、本件学校教諭らは、上記アの対応をいずれも怠った。</p>	<p>原告らが提出する保護者らのメール(甲32)をみても、騎馬の解体時の様子について、「ほほえましくてわらってしまった」とか、「みんな笑顔だった」などと述べられており、騎馬が崩れたとか、生徒らが怪我をしたといった危険を示す兆候は微塵も感じられない。Pの父親も、騎馬が解体して原型を留めていなかったことを、「崩れている」と表現していたのみで、本件騎馬が崩落していたわけではない。そもそも、本件騎馬が崩落したとする原告らの主張は、本件開取り調査の際の生徒らの供述の内容と真っ向から反している。</p> <p>したがって、本件騎馬は崩れておらず、前記第1のとおり、Eの頭部に外力が加わる事態もなかったから、原告らのいう事故発生直後の事故状況把握義務、救護義務、原告夫婦への情報提供義務の違反はない。</p>

<p>第3 請求原因2に関する争点 (争点3)</p>	<p>1 被告の注意義務違反の有無 (争点3-1)</p>	<p>(3) 調査義務違反② (Eの死後の調査義務違反) (争点3-1-A)</p> <p>ア 注意義務の内容 本件学校教諭らは、Eの死後の平成28年6月22日、新聞記者から、その死因が本件運動会にあるのではないかと匿名の保護者からの情報提供に基づく取材を受けた上、同月24日には、原告Aから、Pへの聞き取りを依頼された。被告及びGは、上記取材を受けたことにより、Eの死が本件運動会中の事故によるものである可能性を認識し、この時点で直ちに調査を行うべきであり、遅くとも、前記原告Aからの依頼を受けた時点で、本件騎馬の解体時の事故発生の有無及び発生状況について迅速に調査する義務が生じた。 本件方針においては、学校において死亡事故が発生した場合、速やかに基本調査に着手し、原則として3日以内を目処に、関係教職員からの聴取を実施し、必要に応じて事故現場に居合わせた生徒らへの聞き取りを実施することとされているほか、教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合や、被害生徒の保護者の要望がある場合等は、詳細調査に移行すべきとされている。 本件でも、被告及びGは、次のような調査を行うべきであった。 ・ 調査主体 可能な限り利害関係のない者 ・ 採られるべき調査方法例 ① 具体的な事故態様を解明するため、現場において、運動会当時と同じ環境・体勢により再現する努力をするなどして崩落のメカニズムを分析すること。 ② 事故が発生したとされる地点・時点の映像・写真等の客観的資料の収集及び検証。 ③ 関係者からの聞き取り調査を誘導誤導を排除しつつ行うこと。</p> <p>イ 注意義務違反があること 被告及びGは、上記①及び②の必要な調査をいずれも怠っている。しかも、Gは、原告夫婦が、同月26日に、写真や録画の提供を保護者に呼びかけるよう依頼したのに対してもこれを拒否し、同年7月7日及び同年12月7日にそれぞれ実施されたPTA実行委員会において、同人らが直接保護者に情報提供を呼びかけようとしたことについてもこれを拒否した。 また、関係者である本件騎馬の構成生徒らへの聴取を、利害関係のあるFが行っている上、同人は、Pに対し、本件騎馬の不安定性を考慮せず、しっかりと固定された机の上で、四つん這いの姿勢をさせ、「これで本当に、あなたが言う状況になるのかな？」等と執拗に尋ねる等、明らかな誤導によって、同人の供述を大きく歪めさせた。</p>	<p>争う。 ア 新聞記者による取材は、本件プログラムを見たわけでも、Eの葬儀における喪主挨拶等を聞いけでもない者による取材であり、こうした何ら根拠のない取材発言をもとに調査を開始すべきとする原告夫婦の主張は暴論である。 更に、被告は、原告夫婦の依頼を受けて、直ちに調査を開始し、翌日にはFによるPへの聞き取り調査を実施する等しており、迅速過ぎるほど早い対応をしているのであって、原告夫婦の指摘は的外れである。</p> <p>イ 本件騎馬が崩れたか否かや、Pの足がEの後頭部を強打したか否かは、本件騎馬の構成生徒らから事情を聞くのが最も効果的であるところ、本件聞き取り調査において、そのような事態が発生したことを述べた生徒はいなかった。これに加え、本件騎馬の解体後、Eは短時間で準備アメントに戻り、優勝旗を持ってグラウンドを走るなどもしていること、本件学校が保管していた映像(乙1)によっても、本件騎馬が崩落した状況はなかったこと、職員朝会においても、教職員から騎馬が崩れたとの情報提供はなかったことに鑑みれば、原告夫婦の主張する再現や、客観的証拠の収集の呼びかけをする必要性があったとはいえない。 また、原告夫婦から、平成28年6月26日に映像等の提供の呼びかけの依頼はなかったし、同年7月7日のPTA実行委員会においても、原告Bは、Eの死について学校の責任を認めてもらいたいとの主張をしようとしたのであり、その際上記依頼をしたものではない。同年12月7日のPTA実行委員会においては、原告Aが作成したパソコンの原稿に、本件騎馬の解体時に頭を打った可能性があるとの記載があったことから、その読み上げを認めなかったものである。</p> <p>ウ Pからの聴取をFが行ったのは、原告Aからの指名に基づくものであるし、Fは、本件騎馬の構成生徒らの担任であるから、生徒らの性格や特徴を熟知しており、その心情に配慮しながら聴取ができる資質を備えている。また、本件騎馬が解体される際、Pは四つん這いの姿勢であったのであるから、Fがその姿勢を前提にPから聴取したのは正当であり、誤導はない。</p>
	<p>(4) 報告義務違反 (争点3-1-A)</p>	<p>ア 注意義務の内容 被告及び学校長は、前記(2)及び(3)のとりの必要な調査を尽くした上、その結果を、原告夫婦に速やかに報告する義務があった。</p> <p>イ 注意義務違反があること 平成28年12月7日実施のPTA実行委員会で、原告Aが原稿の読み上げを断られた後、同人及び原告Bは、本件学校による調査がされるのか否か、今調査がされているのか否か、調査がされているのであれば、誰によってされているどのような調査なのか、調査がどの段階に入り、いつ結論が出されるのか等のスケジュールを全く把握できておらず、平成29年1月19日の月命日場で、Gから本件学校として事故はないとの結論が出されていることを初めて知らされた。 また、現在に至るまで、本件学校が出した上記結論が、如何なる調査、如何なる資料に基づき、如何なる検討を経て出されたものであるか明確な説明はされないままである。 更に、Gは、本件学校が実施した調査に関し、報告書の存在を示唆したが、原告夫婦の開示の求めにも関わらず、未だに開示しておらず、かえって、そのような報告書は存在しないなどと主張するに至っている。</p>	<p>争う。 本件学校教諭らは、本件聞き取り調査において生徒らからそれぞれ聞き取りを実施した都度、その聞き取り内容を原告夫婦へ報告し、更に、平成28年9月29日には、その聞き取り内容をまとめた書面(甲18～22)を手渡したほか、別の機会には、本件学校が保管していたビデオ映像や写真も手渡している。 そして、本件学校が事故がなかったと判断している根拠は、本件聞き取り調査の際の生徒らへの聞き取り内容であり、上記のとおり、本件学校教諭らは、その内容を随時報告していたのであるから、原告夫婦は、本件学校の上記判断の根拠を理解し得たはずである。 以上によれば、原告夫婦に対しては、十分な説明がされてきたのであって、被告及びGに報告義務違反はない。</p>

第3 請求原因2に関する争点(争点3)	1 被告の注意義務違反の有無(争点3-1)	(5) 誠実対応義務違反(争点3-1-B) ア 前記(3)イのとおり、被告は、事故はなかったとの基本方針に基づいて一連の対応をし、その中で、原告夫婦の映像等の収集等の調査を妨害している上、重要なPの供述を誤導により変遷させている。このような隠蔽行動は、真実を求める上記原告夫婦の心情を傷付けるだけでなく、他の保護者から孤立させ、誹謗中傷に晒される事態を招いたのであり、誠実対応義務違反に当たる。 イ 平成29年1月19日の月命日の際、Gは、調査結果の報告を訪れているところ、時に笑いながら、「どういふふうな形で何を根拠としてというのは私にはわかりません。」等と述べており、これは、原告夫婦をして、Eの命を軽んじられた、その尊厳を冒とくされたと感じさせるものであり、誠実対応義務違反は甚だしい。 ウ Gは、同年6月23日、ただただ真相を知りたいと求める原告夫婦に対し、「じゃ騎馬が崩れた時に、あたってPくんの犯人にするってことになりますよ。」「P君に罪を与えることになって。」などと述べた。これは、学校の管理下である本件運動会の競技で起こった事故に関し、学校の指導の問題を、生徒同士の問題にすり替える発言であり、原告夫婦に計り知れない苦悩を与えるものであって、誠実対応義務違反に当たる。	争う。 ア 前記(3)のとおり、被告に調査の懈怠は妨害はなく、誤導もない。 イ Gの平成29年1月19日の発言は、原告夫婦と被告との間に立ち、どうしていいかわからないというGの心情を反映した発言であり、笑いながら発言した事実もない。 ウ Gは、平成29年6月23日に原告らの指摘する発言をした後、「裁判になった時に、何を根拠にして崩れたって認めたのか?って言われることになるんですよ。」とか、「そのあなた達に罪があるよとか、そういうおどしをかけて聞いたわけではなく、何があった?何が起こったの?っている事実だけを聞いてるんで」とも発言しており、原告らの指摘する発言は、生徒らに責任を転嫁するものでは断じてない。
	2 被告の義務違反と相当因果関係のある損害の発生及びその数額(争点3-2)	(1) 慰謝料 原告夫婦につき各50万円 被告の前記1(2)~(5)の各違法な行為は、原告夫婦の我が子に何があったのかを知りたいという思いを蔑ろにするものであったり、原告夫婦に対し、事故がなかったなどと事実を隠蔽して強い孤立感や孤独感を与えたり、Eの命を軽んじられ尊厳を冒されたと感じさせたり、Eが大切にしていた友人であるPを盾にした発言により苦悩を与えたりするものである。こうした行為により原告夫婦に生じた精神的苦痛に対する慰謝料としては各自50万円を下らない。 (2) 弁護士費用 原告夫婦につき各5万円	いずれも争う。